

学校法人梅檀学園 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人梅檀学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を宮城県仙台市青葉区国見一丁目 8 番 1 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、かつ仏教の教義及び曹洞宗立宗の精神を基調とし学校教育を行い有為な人材を育成することを目的とする。

2 この法人の管理運営は、私立学校法、曹洞宗宗制に規定するもののほか、この寄附行為の定めるところによる。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東北福祉大学 総合福祉学部	社会福祉学科 福祉心理学科 福祉行政学科
総合マネジメント学部	産業福祉マネジメント学科 情報福祉マネジメント学科
教育学部	教育学科
健康科学部	保健看護学科 リハビリテーション学科 医療経営管理学科
総合福祉学部(通信教育部)	社会福祉学科 福祉心理学科

(2) 東北福祉大学 大学院

総合福祉学研究科
総合福祉学研究科(通信教育)
教育学研究科

2 この法人は、学生の臨床実習教育及び教員等の臨床研究に資するため、東北福祉大学に次の附属施設を置く。

東北福祉大学せんだんホスピタル

3 この法人は、准看護師免許を有する者が看護師の受験資格取得に必要な知識及び技術を習得するため、次の看護師養成所（2年課程通信制）を置く。

東北福祉看護学校

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 13人

(2) 監事 2人

2 この法人と役員との関係は、この寄附行為に定めるほか、委任に関する規定に従う。

(理事の選任及び職務)

第6条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 曹洞宗責任役員会の推薦した者 6人

(2) 東北福祉大学長

(3) 東北福祉大学教職員のうちから学長の推薦した者 2人

(4) 評議員から選任された者 4人

2 前項第1号理事の中から、曹洞宗宗務総長が指名した者をもって理事長とする。

3 東北福祉大学長たる理事を常務理事とする。

4 評議員のうちから選任される理事は、まず理事会において選定し、評議員会の同意を得るものとする。

5 第1項第2号から第4号まで規定する理事は、その関係の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第7条 監事となる者は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者

若しくは三親等以内の親族以外の者であって、次の各号に掲げる者を評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- (1) 曹洞宗責任役員会の推薦した者 1人
 - (2) 理事会において選出した候補者 1人
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して、理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員選任の際の留意事項)

第8条 この法人の役員の選任にあたっては、その管理及び運営に適性を有する者で、各役員と同族関係にある者が1人を超えて含まれないよう努めなければならない。

(役員任期)

第9条 役員(第6条第1項第2号に掲げる役員を除く。以下この条において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務(理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。)を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第12条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求があった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の7日前までに、会議の開催場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

- ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 6 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
 - 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
 - 8 第7条第4項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
 - 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。
 - 12 理事は、自己、配偶者若しくは三親等以内の一身上に関する事件、又は自己若しくはこれらの者に、特別の利害関係のある議事又は事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、理事会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(業務の決定の委任)

第13条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事長及び常務理事の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 常務理事は、この法人を代表し、理事長を補佐する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長及び常務理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその

職務を代理し、又はその職務を行い、理事長及び常務理事がともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事の互選による理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催場所、日時、決議事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席理事のうちから互選された理事2名以上が署名捺印し、常にこれを各事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、27人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から、20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

7 理事長が、第4項の規定による招集をしない場合は、招集を請求した評議員全員が、連名で評議員会を招集することができる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(会議)

- 第 19 条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。
- 2 定例会は、毎年 2 月及び 5 月に招集する。
 - 3 臨時会は、第 18 条第 4 項の規定により、又は理事長が必要と認めたときに、これを招集する。

(議事録)

- 第 20 条 議長は、評議員会の開催場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席評議員のうちから互選された評議員 2 人以上が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

- 第 21 条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。
- (1) 予算、借入金(当該会計年度の収入をもって償還する一時借入金を除く。)及び基本財産の処分、並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
 - (2) 事業計画
 - (3) 事業に関する中期的な計画
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 目的たる事業の成功の不能に因る解散
 - (8) 寄附金品の募集に関する事項
 - (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

- 第 22 条 評議員会は、この法人の義務若しくは財産の状況、又は役員の業務執行の状況については、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学園の教職員のうちから、理事会において選任された者 12人
- (2) この法人の設置する学校の同窓会員で、年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者 6人
- (3) この法人の役員のうち、理事長及び常務理事の職にある者 2人
- (4) この法人に関係ある学識経験者のうちから、理事会において選任された者 7人

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員は、その職又は地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員選任の際の留意事項及び評議員の解任並びに退任)

第24条 第8条及び第11条の規定は、評議員について準用する。

(評議員の任期)

第25条 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。
- 3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録記載の財産
- (2) 授業料、入学金及び検定料
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 曹洞宗宗務庁からの補助金
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第27条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産

に編入される財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(財産の処分の制限)

第28条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第29条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事会の議決により、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は定額郵便貯金若しくは定期預金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第30条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、検定料、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第31条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）とする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第32条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長及び常務理事が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長及び常務理事が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第33条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第34条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第35条 この法人は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第36条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときは、寄附行為の内容。

(2) 監査報告書を作成したときは、当該監査報告書の内容。

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したときは、これらの書類の内容。

(報酬等、退職金及び旅費)

第37条 役員及び評議員の報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益)及び退職金は、いずれも支給しないものとする。

2 役員、評議員が、理事会又は評議員会に出席し、その他その職務に基づく本

学の用務のために来学する場合は、旅費規程を準用し、旅費を支給する。

(資産総額の変更登記)

第38条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末現在により、会計年度終了後2ヶ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第39条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(役員の実任の免除)

第40条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(役員の実任限定契約)

第41条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号及び第2号の事由に由る解散にあつては、文部科学大臣の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散（合併又は破産に由る解散を除く。）した場合における残余財産は、学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決によって選定されたものに帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補 則

(書類及び帳簿の備付け)

第46条 この法人は、第35条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 役員、評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入、支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、梅檀学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 48 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この法人設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	朽木正巳
理事	中幡義堂
理事	吉田顕敞
理事	本多喜禪
理事	佐々木才治
理事	小松原國乗
理事	熊谷泰壽

附 則

- 1 この改正寄附行為は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この改正寄附行為は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この改正寄附行為は、昭和 50 年 3 月 26 日から施行する。
- 4 この改正寄附行為は、昭和 50 年 11 月 14 日から施行する。
- 5 この改正寄附行為は、昭和 51 年 3 月 25 日から施行する。
- 6 この改正寄附行為は、昭和 51 年 7 月 16 日から施行する。
- 7 この改正寄附行為は、昭和 53 年 2 月 23 日から施行する。
- 8 この改正寄附行為は、昭和 53 年 10 月 17 日から施行する。
- 9 この改正寄附行為は、昭和 63 年 2 月 25 日から施行する。
- 10 この改正寄附行為は、平成 10 年 10 月 27 日から施行する。
- 11 この改正寄附行為は、平成 11 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

平成 13 年 12 月 20 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成 15 年 3 月 25 日から施行する。

附 則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成16年3月2日から施行する。

附 則
この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則
平成17年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
平成19年6月11日理事会承認のこの寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成20年7月23日から施行する。

附 則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成22年5月24日から施行する。

附 則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成26年10月31日から施行する。

附 則
この寄附行為は、理事会承認日 平成26年12月4日から施行する。

附 則
この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この寄附行為は、理事会承認日 平成27年5月14日から施行する。

附 則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成27年8月24日から施行する。

附 則
平成27年10月6日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年12月6日から施行する。

附 則
この寄附行為は、平成27年12月6日から施行する。

附 則
この寄附行為は、理事会承認日 平成 28 年 5 月 27 日から施行する。

附 則
この寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
令和 2 年 3 月 16 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この寄附行為は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

以上